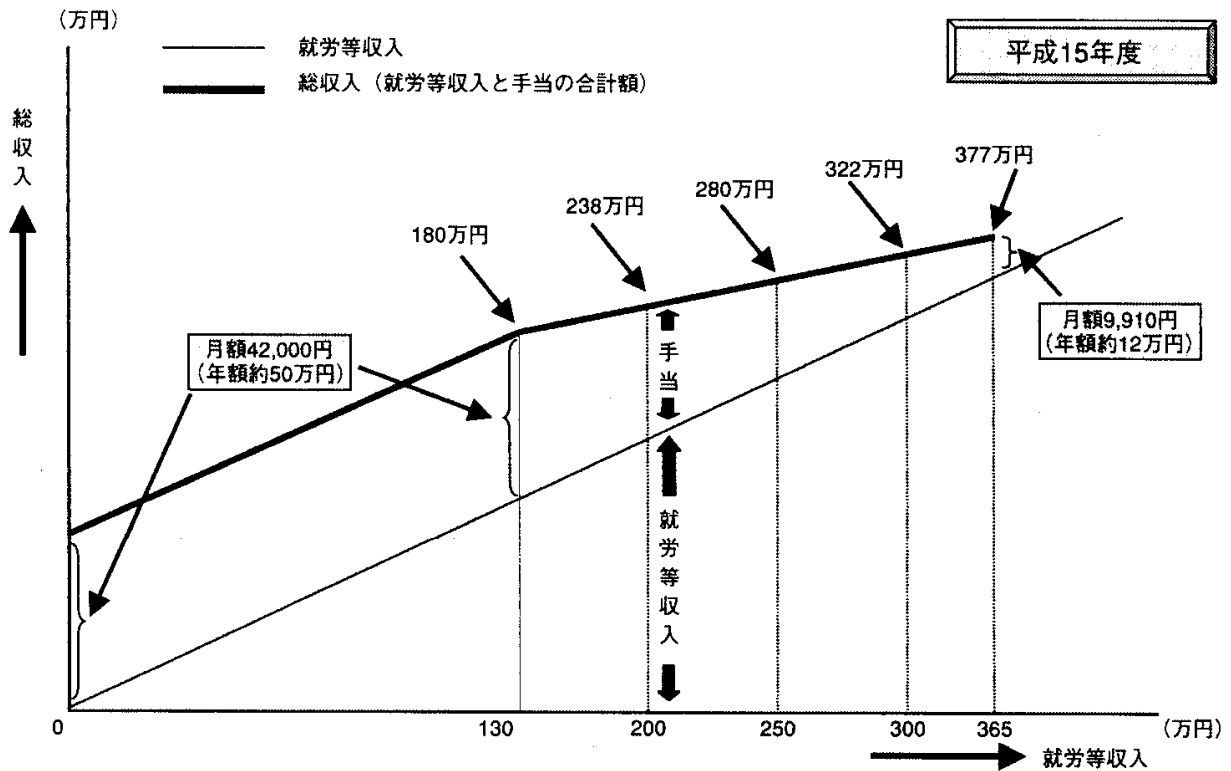


第4章

自立を促進するための経済的支援策等

図表4-1-2 児童扶養手当の給付水準（母と子ども1人の世帯）



母と子ども1人の母子世帯を例にとると、おおむね、収入が130万円（「所得」で57万円）未満の場合は、全額が支給され、収入が130万円以上で365万円未満（「所得」で57万円以上で230万円未満）の場合には、一部が支給される。

手当額は、基本的に、消費者物価指数に応じて毎年度改定され、平成15（2003）年度は、全額支給の場合の月額42,000円、一部支給の場合の月額は41,990円から9,910円までの10円きざみの額であった。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

児童扶養手当受給者数は、平成16（2004）年1月現在で890,779人である。そのうち、全額支給されている者は562,878人、一部支給されている者は327,901人である（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。